

農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を 4 分の 1 以上とすることについて

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第5項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を 4 分の 1 以上とすることについて、議会の同意を求める。